

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成20年6月27日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐 兼議事担当係長	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿美雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長 兼環境課長	柴 田 二三夫 君	健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君

健康福祉部次長 兼保険年金課長	神谷 巳代志 君	経済建設部次長	前野 宏光 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	三治 金行 君	総務課長	荒川 恭一 君
代表監査委員	古橋 洋一 君	監査委員事務局長	高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 37 号 市道の路線廃止について

議案第 38 号 市道の路線認定について

議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 40 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 41 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 42 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 43 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正について

議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 45 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

(3) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会に付託しておりました陳情第1号について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より

報告を願います。

松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.3 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号の審議結果をご報告申し上げます。

去る平成20年6月18日午前10時より全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、陳情第1号 教職員の労働安全衛生活動の2課題の推進についての陳情を議題としました。

理事者より経過、状況等の説明もなく、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、1カ月100時間を超える勤務をした者はいない。50人以上はなく、本市は50人以下の職員配置です。

記録簿は導入していない。泊まりを伴う行事では、記録簿を導入している。

現在、3人が休職している。1名は病気、2名は精神的疾患であり、3名とも長時間の過密労働によるものではない等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、100時間以上はないようだが、教員の体と心の問題はかねてより指摘されており、面談をするなどして、適正に勤めていただくことで、採択に賛成する。

長時間労働による病的疾患もなく、子どもは6時には下校するので、さほど長時間とは考えられず、不採択とするとの討論がありました。

討論を終結して採決に入りました。

採決の結果、陳情第1号 教職員の労働安全衛生活動の2課題の推進についての陳情は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号の審議結果の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情第1号について採決に入ります。

陳情第1号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、陳情第1号についてお諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.5 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で日程1を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第37号から議案第45号までの9議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.6 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました案件について審議結果をご報告申し上げます。

去る平成20年6月18日午前10時より全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第39号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

原則、年金にかかる税額の部分が特別徴収となり、他の所得としての不動産、営業は普通徴収、給与部分は給与の特別徴収となる。

他の所得との合算による特別徴収も本人の申し出により、原則、年金所得以外の所得は、それぞれ徴収される。

市県民税は単身で152万円未満は非課税、夫婦で200万円までは非課税となる。

システム改修の時期は未定であり、改正内容を見ながら今後進めるが、来年4月1日からであり、その前には改修が必要。

事務量の軽減は、対象者は本市の65歳以上の人口の約2割の2,500人と想定し、納付書発送事務等の軽減及び収納率の向上が望める。

年金所得者も普通徴収の年4回が6回に増え、1回の負担は軽減される。システム改修費は未定であり、見合うかはわからない。

経過措置を廃止した場合の増収部分の税額は、把握していない。

特別徴収しなくてもよいのは、著しく困難な場合、または、対象者が著しく少ない場合は、対象とならない。

市が行わなかった場合のペナルティーはないと思うが、本市においては条例で定めなく

ても、地方税法の枠内で行うことになる。

市長が認めるやむを得ない理由は、一般的には病気や入院、仕事が忙しくできない等の理由です。

固定資産の省エネ改修工事を、平成 22 年 3 月までに行った場合、3 分の 1 の減額は、1 年だけ 3 分の 1 の減額です。

年金からの特別徴収の周知は来年 10 月からになり、広報、ホームページなどを活用するが、国は実施の方向で考えており、取りやめたときの対応策は考えていない等の答弁がありました。

ここで、継続審査すべきとの動議が出され、採決の結果、賛成少数により、この動議は否決されました。

次に、討論に入りました。

主な討論の内容は、年金からの天引きの批判がある中、事務の軽減もなく、システム改修に見合うのか。また、老人の生活を脅かすことになる。現段階では、このまま進むかわからない状態であり、問題が出ないようにしてほしい。証券税制も軽減措置が 2 年間延長であり、直ちに戻すべきであり、反対とするとの討論。

次に、行政の窓口も大変と考える。法律の改正によるものであるが、市として細やかな対応をお願いして賛成するとの討論がありました。

ここで、討論を終結して採決に入りました。

採決の結果、議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 40 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、理事者に説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 40 号 豊明市都市計画税条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 42 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、理事者に説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 42 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 43 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正についてを議題とし、理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 43 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題とし、理事者に説明を求め、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、地方公営企業等金融機構出資金は今回のみで、今後は予定していない。

出資金の負担割合は、本市の標準財政規模と貸付残高を案分したものです。

他の会計からの支出は考えていない。一般会計からです。

本市の19年度末の金融公庫の貸付残高は45億円です。

金融機構へ移行することについての手続は、特になし。

新組織への出資に対する配当については、現在のところ情報はない。

地方公共団体である、すべての都道府県、市町村で構成するため、経営の悪化が生じた場合は、全体で支援することになると思う。

職場体験事業は、県は3日を基準とし、本市においては2日と半日であり、あいさつ、お礼を含めて3日間であり、変わりはない。

職場体験事業は、全県的に中学校を対象として取り組んでいる。

愛知の教育アクションプランにより進めておりますが、いつまでかはわからないが、県には一定期間お願いしている等の答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、採決に入り、採決の結果、議案第44号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.8 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告をいたします。

去る6月19日午前10時より厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第41号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑として、次のとおりです。

値上げの理由及び特定世帯の人数と減免額は幾らかとの問いに、国保は赤字基調であり、医療費が大きく伸びた。また、支援金も伸びていくと見込まれる。特定世帯の人数は600人で、金額は約600万円との答弁がありました。

次に、救済できないケースや、世帯全体で支払いが増えるケースはとの問いに、特定世帯で軽減とならないケースはない。資産がなく、所得が比較的多い方は、引き上げになる

との答弁がありました。

特定健診の件数と医療費の伸びの現状はの問いに、対象者1万2,000人のうち、5,400人の申し込みがあった。

医療費は前期高齢者が12.2%、一般が約5%の伸びであり、全体で3億円以上伸びており、慢性的な赤字基調が続いているとの答弁がありました。

20年度予算で前期高齢者交付金約9億円を見込んだ理由はの問いに、明確な根拠は示されていなかったため、不足額を計上した。概算額の通知や歳出等の比較で約1億円前後、改善されるとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

今年は1億円の増収で減免600万円。5年後には激変緩和措置がなくなり、救済できない人もおり、すべての人が救済されないとの反対の討論がありました。

賛成の討論としては、後期高齢者制度の創設によるものであり、負担も多くなるが、課税限度額は21年度からの実施となり、激変緩和措置もあり、国の政策の努力も見える。健全財政を期待する。

また、前期高齢者交付金が増え、財政が若干好転する。低所得者に負担増とならないよう要望し、賛成するとの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第41号は賛成多数により原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第44号平成20年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、機材はチェンソー以外のものは何か。自主防災組織自治総合センター助成は、宝くじと違うところから出ているのかの問いに、機材はチェンソー2台、トランシーバー5台、リヤカー3台、メガホン5個、毛布12枚、強カライト5個で、財団法人自治総合センターが行う助成事業であって、宝くじの収益を財源としているとの答弁がありました。

自主防災会の備品は不十分なのか。今回の助成は初めてかの問いに、現在、市の支給基準は十分とは考えていない。自主防災組織育成事業の助成は、ここ4～5年受けていない。21年度以降、希望があれば申請していきたいとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

備品が十分でなく、自主防災会の間で差が出てくるので、何が必要なのか検討することを要望して、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第44号のうち本委員会所管部分は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてのご報告を終

わります。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.10 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件について審議結果をご報告申し上げます。

去る平成20年6月20日午前10時より全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第37号 市道の路線廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第37号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

市道は車両の通行が可能な道路に接続していることが認定の基準になっているが、現地の状況はどうかという質疑に対して、認定基準の第3条に認定の特例があり、市の設置した公共施設に連絡するものとして、河川に接続しているものがあると答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第38号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第45号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 37 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.14 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議案第 38 号 市道の路線認定について討論をいたします。

この議案については、賛成ではありますけれども、2点問題を指摘しておきます。

まず、分譲住宅 16 軒の開発に伴う市道認定、土地改良に伴う認定について申し上げます。

本市の市道認定基準は、通過交通が可能で、周辺道路との調和及び連続性が保たれており、不特定多数の人が通行し得ることが前提とされています。

住宅建設に伴う道路は、アルファベットのPの字の形をしており、不特定多数の人が通行する可能性は極めて薄く、前提要件を満たしているとは言いがたい状況にあります。

また、土地改良に伴うほうについても、農作業と犬の散歩ぐらいにしか使われない道路も含まれています。側道については一部、周辺住宅の排水用に使用する部分もあるようですが、すべてが認定基準の前提要件を満たしているわけではなく、特例として認めるものであります。

市道認定は、市道の距離が交付税の算定となることから、積極的に行われた経緯があると聞きました。本市は不交付団体となり、認定のメリットはありません。それどころか、市道認定により市の管理責任が発生し、草刈りや道路補修、側溝の清掃など維持管理費の増大、委託の拡大につながります。特定な人しか使用しない道路を市道認定することは、財政面からも歓迎することではなくなりました。

本市はアダプトプログラム制度を設け、27 団体、16 人の個人がボランティアで市道や公園の草刈り、清掃活動を行っておられます。今回は住宅の建設許可や土地改良計画の時点で市道認定することになっていたのですが、反対はいたしません、今後の市道の管理については、アダプトプログラム活動を進めようとする市の方針を理解し、こうした人たちの心と活動の意思との矛盾が発生しないよう慎重に行うこと。

また、認定基準は自治体によってさまざまなようです。公共用物と認めるに足りるかどうか、特例を乱発せず、十分検討して認定するよう要望しておきます。

もう一点は、本議案におけるいいかげんというか不誠実な説明、答弁が行われたことを指摘しておきます。

桜ヶ丘沓掛線は、皆さんご承知のとおり、名鉄の線路の上を通る高架であります。しかし図面上は、今回認定された道路と一体の平坦な道路になっています。このところ、橋や高架の耐震が問題となり、平坦な道路のままでは橋げたの管理などに不都合が生じることに気がついたというわけです。

今回の道路認定により側道とこの高架を分け、桜ヶ丘沓掛線を現状の高架として維持管理できるように変更するというのが、本当の理由でありました。

桜ヶ丘沓掛線は、平成 14 年 3 月 31 日に供用開始されています。6 年前に上下に分かれているこの道路を、一体のものとして認定しておくべきだったということです。

議案説明や質疑の中で、当時の過ちを認め説明していればいいものを、現状に合わせた、中途半端な答弁に終始し、現状から逃げようとする不誠実な姿勢を感じました。

今議会で市長は、逃げない、ごまかさない、あきらめない、こういったことを発言されました。市長がどれだけ口を酸っぱくして言われても、答弁がこれでは力が抜けてしまいます。

ミスや過ちを犯すことはあります。隠さず正直に認め改善に努める、これしかありません。本市の体質改善が必要と強く感じております。少なくとも、質問にはきちんと答弁する。この当たり前のことを、まず実行するよう求めておきます。

以上です。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 38 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

す。

初めに、榊原杏子議員。

No.17 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 39 号 市税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

税制改正による条例改正案ですが、今回の改正点のうち、証券税制と公的年金からの個人住民税天引きに係る部分について問題がありますので、反対といたします。

証券税制に関しましては、2003 年から続いてきた優遇税制が廃止とされたものの、経過措置により実質は2年間の優遇延長にほかならず、当初5年間の予定が延長に次ぐ延長とされた格好になりました。さらに、配当との損益通算を認めた点は、新たな優遇措置ともとれるものです。

株式の譲渡益や配当所得だけを不当に優遇することは、税の公平性の原則に反し、資産家優遇策であると指摘をされてきました。特に、利子課税と比べ著しくバランスを欠く状態が続いてしまいます。2年間の再延長には納得できず、直ちに本来の姿である 20%に戻すべきと考えます。

個人住民税の年金からの天引き制度に関しては、全国市長会などからも再三にわたり国に対し要望が出され、地方の声にこたえる形で制度化をされました。国においては、お年寄りが納税に出向く手間が省ける、自治体の徴収事務が効率化するなどの利点を強調していますが、納税者の利便を本当に考えるならば、強制的に特別徴収するのではなく、天引きにするかどうか、個人が選択できるようにすべきであります。

また、年金以外の所得があれば、原則として別に納付する必要がありますので、手間は減りませんし、徴収する自治体側にとっても、分けて計算をする必要が生じ、二度手間となります。

さらに、徴収システムの改修が必須となりますが、国からその分の財源措置はされません。改修にかかる金額はまだ不明とのことですが、国保のシステムを天引き用に改修した際には、1,000 万円ほどがかかっておりますので、それよりはかからないとしても、無視できない金額が予測され、市の負担軽減につながるとは思えません。高齢者の生活を圧迫し、市にとってのメリットも少なく、認めがたいものです。

もともと、生計費非課税の原則から、年金には手をつけないはずだったが、介護保険、医療保険と、なし崩し的に年金からの天引きが拡大してきています。十分な理解が得られていない状況で、後期高齢者医療制度がスタートし、特に年金からの天引きに対しては強烈的な拒絶反応が示されました。

年金記録問題が浮上し、年金制度への信頼が失墜している中での天引き開始に、支給すべきものは払わず、取るほうだけは強制的に引いていくのかと、怒りや嘆きの声が高まるのは当然です。

高齢者にとって年金は生活の糧であり、命綱です。そこからあれもこれも、どんどん天引

きをされていくのは、命を削られるに等しい気持ちでしょう。この上、住民税もとなれば、反発がないわけがありません。市内の対象者は、推測ですが、約 2,500 人。市の窓口で、またもや苦情や問い合わせの対応に追われるのは、目に見えています。

モデル例では、年間収入 180 万円の単身高齢者から、いろいろ合計して約 17 万円もの金額を、有無を言わず引き去ることになるのです。生活困難者については、市の判断で分納などに対応し、その他の救済措置も検討されるとの答弁はありましたけれども、国が決めたこととはいえ、住民税のことですし、法律上も個々の自治体の事情によって特別徴収をしないことが可能となっており、罰則もありません。

市民の生活権を脅かす年金天引きは実施しませんという思い切った決断を、少なくとも検討くらいはされるべきだったのではないのでしょうか。

さて、今回の改正点は、一番早いものでも 12 月からの実施となり、さらに、いわゆるふるさと納税に関しては、県の都合によって今回盛り込むことができず、9月にその部分の提案が予定されているということでした。

後期高齢者医療制度への余りの抵抗の大きさから、政府与党は慌てて見直し策をまとめましたが、小手先の見直しでは納得できないと廃止を求める声がやまず、先行き不透明な状態です。

もし、これに呼応して、住民税の天引きに関しても何らかの変更が加えられれば、再度対応に追われることとなります。状況の変化を慎重に見守り対応するためには、まとめて9月議会に提案されるのも一案であったかと考えます。

また、本会議、委員会での答弁の中でも、現段階では未定や不明な点も多くあり、一番懸念される低所得者の救済に関しても、今後来るであろう県からの通知も参考にしたいとのことで、今は具体的に見えません。このような状況から、委員会で継続審査を求めましたが、賛同が得られず残念でした。

拙速に準備を進めたために、さらなるシステム変更など、無駄が生じてしまっは大変です。それ理由の一つとして、この議案に対し反対の討論といたします。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、坂下勝保議員。

No.19 ○17番(坂下勝保議員)

議案第 39 号 市税条例の一部改正について、市政クラブを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

今回の市税条例の一部改正は、証券税制の改正、個人市民税における公的年金からの特別徴収制度の導入、公的法人制度改革に伴う改正、省エネ改修を行った住宅に係る個人資産税の軽減などは、市民生活に密接にかかわるものであります。

まず、証券税制の改正は、軽減税制の恩恵を受けているのは、主に高額所得者層であ

り、金持ち優遇制度と言われていた軽減税制が廃止することになったこと。

個人市民税における公的年金からの特別徴収の導入は、現在、後期高齢者医療保険制度の保険料を年金から徴収することについて、年金額の少ない方からも負担をいただいていると指摘を受けていますが、市民税については今までの納税者が対象で、新たな納税者は発生しないこと。

また、徴収事務の軽減や収納率の向上が期待されること。

また、年金受給者の方の納税の手間の軽減が図られること。

また、市民税を特別徴収することが著しく困難な方に対しては、とりやめることができる措置がとられたことは評価されます。できるだけ、このような方々の救済措置をとっていただくよう強く要望いたします。

また、地球温暖化を始めとする環境問題への対応として、二酸化炭素排出量を削減することが必要とされ、今回、住宅の省エネを図るための改修を税制度で支援するものであり、時代に合った改正であります。

今回の市税条例の一部改正は、国の法改正により市民税を特別徴収することが決まり、やむを得ない事情と考えますが、生活困難者に対しては、救済措置をとっていただくことを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.21 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 39 号 市税条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

08 年度の税制改正は、財界の要求にストレートにこたえておきながら、国民に対しては省エネ改修ローンなど、環境対策において税制の優遇措置が設けられておりますが、生活を支えるための減税措置は盛り込まれておりません。

所得が増えない上、原油や小麦などの価格高騰が家計に影響し始めているにもかかわらず、中小業者や市民生活を温める税制改正でないという、今の政治の冷たい姿勢があらわれているといえます。

内容について述べてまいりますと、まず年金からの天引きについて、一定の所得がある 65 歳以上の人を対象に、来年 10 月から住民税を天引きするというものですが、年金からの天引きは支払う側の事情や生活苦など全く配慮することなく、一方的に奪い取る制度であります。

そのため、後期高齢者医療保険料を天引きしたことについて、大きな批判が出されており、当然のことであると考えます。

こうした状況にあるのに、これまでの所得税、介護保険料、健康保険税に加えて、住民税まで年金から天引きをするというやり方は、容認できません。

ただ、市として簡単に収納できることから、滞納者の困難さに鈍感になるという側面が生まれてまいります。このようなことがないよう、十分住民の分納相談に道を開いていただきますよう、申し添えておきます。

次に、証券税制では、大株主に多大な恩恵を与えてきた上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率は、現行法どおりに 2008 年 3 月末をもって廃止されました。

ところが、改めて経過措置を設けました。2009 年、2010 年の 2 年間、一定額以下の配当、譲渡益について、10%の特例を適用するというものです。

私たち庶民の減税制度であった定率減税は既に廃止されているのに、金持ち優遇と批判のあるこの税制は、特例を設けて軽減税率を続けるという優遇ぶりは、納得のいくものではありません。

また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みが設けられました。例えば株式の譲渡損失が 1,000 万円発生した場合、2,000 万円の配当金を受け取った人は、損益通算後、配当益 1,000 万円にのみ課税されることになり、これも多額の配当を受け取る資産家が最も恩恵を受けることとなります。

さらに、金融所得に対する分離課税も継続をされており、このような金融資産を持つ金持ち優遇税制こそ、まず見直すべきであります。

よって、こうした問題を持つ市税条例の改正は認めることができません。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.23 ○11番(一色美智子議員)

議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

市税は本市の根幹であり、20 年度予算では 60%を占める自主財源であり、福祉、教育等に必要な財源であります。固定資産税の改正では、熱損失防止改修、住宅省エネ改修を行った場合には、120 平方メートルまでは、税額の 3 分の 1 減額が図られることも、一般市民にとってはありがたい施策だと思われま。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、3 年ごしの地方団体からの強い要望を受け、昨年税制改正で決定され、先般、衆議院において地方税制改正案として成立された法律であります。

徴収の対象者は 65 歳以上の公的年金受給者のうち、約 2 割強と推定されています。残りの 8 割弱の方は、公的年金と受給者の課税最低限、あるいは非課税限度額以下の方々ですから、そもそも個人住民税は課税されないため、特別徴収はされません。

しかしながら現在、長寿医療制度の公的年金からの天引きのあり方について、政府与党で検討が進められています。公明党からも天引きの除外対象の拡大などを主張していま

す。

そのことから、個人住民税の公的年金からの特別徴収についても、今後見直しの可能性があることを申し上げ、賛成討論といたします。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.25 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案は地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものですが、市民税、固定資産税ともに改正があり、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入などは、高齢者の方々には後期高齢者医療制度と重なり、待ったなしの徴収であると理解しがたいものであります。

ただ、今後の国の動向を予測だけでは、現在、法の改正がある以上、豊明市にとってもトップダウン的な対応をとらざるを得ないと思いますが、市民に直結する内容であるので、周知方法も駆使され、わけがわからず混乱してしまわないよう、まして生活に困窮し、絶望するようなことがないよう、まずもって細やかな説明は必至でしょうし、千差万別になるであろう相談を受け入れる体制もとられ、救済措置もでき得る限りとっていただきたいと要望し、討論を終わります。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 39 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 40 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.29 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 41 号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

本改正は、後期高齢者医療制度導入に伴う見直しと、国保税の上限額引き上げの2点であります。本案に反対するのは、上限額の引き上げに対するもので、その理由を国保の財政をもとに申し上げたいと思います。

国は、国保の赤字体質救済のため、後期高齢者医療制度を導入し、75 歳以上のお年寄りを完全に独立させ、医療費の 10%を年金から天引き、国保から拠出されていた老人医療費の負担割合を 50%から 40%に縮小しました。

このことによる国保の負担軽減は、18 年度決算額で試算してみると1億 8,000 万円と見られます。そして、65 歳から 74 歳の対象者を前期高齢者と位置づけ、国保の一般に加えることにより、前期高齢者交付金として約1億円、歳入増加するとの答弁がありました。

合わせて、本市の国保においては、約3億円の財源が確保され、国保財政は大きく好転することが見込まれております。

また、本市の国保税は、県内でも5本の指に入るほど高額で、全国的に見ても常に上位に位置していました。それに比べ、一般会計から国保への繰入額は県内 10 位前後で、税に比べ低い状態が続いておりました。

これが平成 18 年、国保税と繰入額、そして医療費のすべてが、県内7位にそろい、やっと負担のバランスがとれたといえます。

このように国保財政がよい状態にありながら、上限額を 59 万円から 65 万円に引き上げる提案が提出されました。値上げによる影響は 700 世帯に及び、増収額は 2,700 万円とのことでした。

値上げとなる世帯の所得額は、4人家族で資産なしで 600 万円。家賃を払いながら、子どもを高校や大学に通わせている家庭を思うと、そのやりくりは決して楽なものではありません。

今年度より国保のがん検診も有料化されました。財源が好転することが見込まれながらの値上げは、到底認めることはできません。

また、改正案に盛り込まれた激変緩和措置ですが、救済できない世帯が一部出る可能性があること。激変緩和措置は期限つきであるため、5年後には 600 人の高齢者に負担がのしかかることから、賛成することはできません。

上限引き上げ額を法定限度額より3万円控えたことについては評価いたしますが、以上

の理由により本案に反対いたします。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.31 ○6番(三浦桂司議員)

議案第 41 号 国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

当市の国保財政は赤字が続いております。今年度から前期高齢者交付金などの制度改正により、国保財政の一部が改善されたとしても、それを上回る医療費の伸びが考えられます。

高齢化に伴う医療費の伸びが要因にあり、今後も 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の医療費の伸び、また後期高齢者医療制度による支援金も伸びると思われま

す。今後も、前期高齢者、後期高齢者双方の医療費を、引き上げざるを得ない状態になることが想定されます。

国民健康保険は国民皆保険の基礎をなしており、所得の低い方でも公平に医療を受けられる制度を維持しなければなりません。地方税法での改正で、課税限度額が引き上げられました。また、特定健診、特定保健事業といった新しい事業が国保事業として義務づけられました。

県内の多くの市が今年度、限度額いっぱいまで引き上げるのに対し、当市では各1万円ずつではありますが、低く設定して、4月からの遡及はせず、来年度からの施行になっております。

特定世帯への軽減措置とあわせて配慮されている部分もあります。今回の課税限度額の引き上げによる増収は 2,700 万円で、この増収が当市の国保財政に寄与することを願います。

とはいっても、課税限度額の引き上げは、値上げという形で市民が負担するわけでありますので、今後、所得割、資産割、均等割、世帯割の値上げを招かないことを強く要望いたします。

決して、積極的に賛成というわけにはいきませんが、国民皆保険制度の維持という観点、今後とも所得の低い人に十分配慮した形をとっていただくよう要望して、賛成討論いたします。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.33 ○13番(前山美恵子議員)

議案第41号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、後期高齢者医療制度の創設と地方税法改正によるものであり、後期高齢者医療制度の廃止を求める立場の者としては、この条例改正は容認できないことを、最初に申し上げておきます。

さて、高齢者医療のために、今までの医療分、介護分に合わせて支援分を創設されましたが、応益、応能の比率を今までどおり維持された点については、評価をしたいと思います。

次に、限度額引き上げについてであります。これは実質国保税の増税につながります。後期高齢者医療制度の創設によって、老健拠出金にかわる支援金の比率の変化や、退職者医療制度の廃止に伴い、前期高齢者財政調整制度の導入によって、国保財政の影響額は縮小されると思われ、これらの要因によって国保税を引き上げる必要はないと思われま。

ところで3年前から、公的年金控除の縮小など、一連の税制改革によって生まれる国保税への影響を抑えるために実施をされてきました激変緩和措置が、この3月末でなくなりました。

ここで、収入が増えていないのに国保税が増えてしまい、法定減免も受けられなくなってしまった低所得者が生まれております。ここに対する福祉施策が求められます。上限引き上げ分については、低所得者対策を強化すべきことをここに申し上げて、この条例改正について反対といたします。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、石橋敏明議員。

No.35 ○7番(石橋敏明議員)

議案第41号に、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回は、国の後期高齢者制度の施行に伴う改正であり、改正は3点に上っております。

1点目は、現行医療分を医療分と支援分に区別することです。

2点目は、特定世帯に激変緩和措置を設けるということです。

3点目は、21年4月から課税限度額を、現行の59万円から65万円に改正するものであります。

限度額の改正につきましては、市民にとって負担増であります。昨今の医療費高騰で、当市の国民健康保険特別会計は慢性的な赤字に陥っております。その中で、市は法定限度額より3万円もマイナスにしておりますし、さらに改正も、他市に比べ1年先送りの21年4月からであります。したがって、今後とも豊明市国民健康保険特別会計の健全財

政を要望して、賛成といたします。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.37 ○11番(一色美智子議員)

議案第 41 号 国民健康保険税条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

この条例は、国から来たものであり、今回の改正は、平成 20 年 4 月からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、改正されるものであります。

国保税が赤字続きで、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費の伸びが大きいことを考えれば、仕方がないことかと思えます。

また、75 歳以上のお年寄りには、病気を併発したり、治療が長期化する傾向にあります。後期高齢者医療制度は少子高齢化が進む中でも、高齢者の特性に応じた水準を維持し、さらに、きめ細かいサービスを提供するとともに、現役世代の負担を極力抑える目的で創設されました。後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を維持するために必要であると考えます。

法定限度額で行っている市町もありますが、本市では若干ではありますが、市民のためにそれ以下の額で設定し、配慮もなされており、激変緩和措置も設けております。

さらに、改正では 21 年 4 月から施行と、1 年先送りした提案でもあります。今後、もっと生活者の人たちへの救済策をより一層要望いたしまして、賛成といたします。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 41 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 42 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 42 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 43 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 43 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 44 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
初めに、毛受明宏議員。

No.42 ○1番(毛受明宏議員)

議長よりお許しをいただきましたので、議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、市政クラブを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

今回の補正4事業のうち、2款 総務費、地方公営企業等金融機構出資金 320 万円については、昭和 32 年創設された公営企業金融公庫が地方公営企業等金融機構に生まれ変わることで、国が出資していた約 166 億円を回収されたため、地方公共団体や公営企業が共同で設立、運営を行うことを目的として、それぞれが各自治体の財政力に応じて負担するものであります。

地方分権が進む中、地方への財源の裏づけがない状況に、不満を感じることも事実であります。本市においてもインフラ等整備はまだまだ必要としています。地方自治体にとって、機構の設立は重要なことでしょう。

9款 消防費、災害対策費、コミュニティ助成金は、上高根自主防災会へのものであり、訓練を重ね、防災備品の不足と思われた備品の購入費であります。地域の安全・安心をさらに押し進めていただくことをお願いいたします。

以上、賛成討論といたします。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.44 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、賛成の立場で

討論をいたします。

今回の補正予算は、県からの委託金で賄う事業であったり、コミュニティ助成金として収入があつての事業であったり、事業縮小勘考中の豊明市にあつては、ありがたい内容でしょう。より有意義な事業になることを望みたいと思います。

その中で、地方公営企業等金融機構出資金は、幾つかある金融公庫の中で地方行政にはなくてはならないものとして、出資も法的に避けることができないものと認識しております。

利用対象も地方自治体であつて、極端な破綻は起こらないだろうとは考えますが、お仕着せで出資しただけでなく、今後の動向にもアンテナを張っていただきたいと要望して、賛成といたします。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 44 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よつて、議案第 44 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 45 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 45 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よつて、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

日程3、議会閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

豊明市議会会議規則第 104 条の規定により、各常任委員長より議会閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、各常任委員長からの申し出による議会閉会中における各常任委員会の継続調査事項について、平成 21 年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することを許可いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました調査事項について、平成 21 年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.49 ○市長(相羽英勝君)

平成 20 年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案を申し上げましたすべての案件につきまして、可決・ご承認を賜り、深く感謝とお礼を申し上げます。

皆様もご承知のように、昨今は戦後最長の更新をしまいにありました景気の回復が、いよいよ後退の局面を迎えようとしています。食材あるいは原油、資源等の高騰が、企業収益の圧迫につながり、さらにガソリン、食品価格の上昇等のあおりを受けて、消費者心理も冷え込んでまいりました。

結果、スーパーやデパートの売り上げが急激に落ち込み、景気の動向が大変心配されている現状でございます。

このような中、洞爺湖サミットでG8の皆様方を、7月7日から北海道の洞爺湖にお迎えをいたしまして、地球温暖化をテーマに開催がされます。世界共通の課題でもあります、この環境問題に対する積極的な取り組みが強く望まれているところでございます。

加えて、今年は平和とスポーツの祭典であります第 29 回オリンピック競技大会 2008 北京が、8月の8日から 28 競技、302 種目にわたり、世界のアスリートに競われて開催がされます。日本選手団のメダル獲得が大変楽しみな状況にあります。

また、市内全域におきましては、7月の中旬から恒例となりました夏の風物詩として夏まつり、盆踊り大会等が各地で開催をされます。安全・安心のまちづくりの新たなエネルギーになることを期待をいたしております。それぞれの地区の市民、住民の連帯意識の高揚が望まれるところでございます。

結びとなりましたけれども、議員の皆様方におかれましては、間もなく本格的な夏場を迎えることとなります。健康には十分ご留意をいただきまして、ますますのご活躍、ご健勝を祈念を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。
これにて、平成 20 年豊明市議会第 2 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 14 分閉会

copyright(c) Toyoake City.